

慶弔給付金

ポイント制除外

給付金の内容

- **申請不要の給付金** 入会時の登録情報により、申請なしに給付金が支払われます。

給付の種類		給付金	給付事由	
祝金	成人 会員	5,000円	会員が満20歳を迎えたとき。	
	入学 会員の子	5,000円	会員の子が小学校又は中学校に入学したとき。	
	勤続	満10年	5,000円	会員が現在の事業所の従業員となってから、左欄に定める満年数を迎えたとき。
		満15年	10,000円	
		満20年	10,000円	
		満25年	10,000円	
		満30年	10,000円	
銀婚 満25年	15,000円	会員が結婚(入籍)して満25年を迎えたとき。 ※入会申込書に結婚年月日の記入がない場合は対象になりません。		
還暦 満60歳	7,000円	会員が満60歳を迎えたとき。		

- **申請が必要な給付金** 事由が発生してから1年以内に申請してください。

給付の種類		給付金	給付事由	添付書類	
祝金	結婚 会員	20,000円	会員が結婚(入籍)したとき。 ※市町村長に婚姻の届出をした日	事業主の証明	
	出産 会員配偶者	10,000円	会員又はその配偶者が出産したとき(双生児以上は、1児につき1件の請求です)。ただし、生後14日以内の早期新生児死亡は該当しません。	事業主の証明	
傷病見舞金	休業14日以上、30日未満	5,000円	会員が傷病により左欄に定める日数を連続して休業したとき。この場合において、営業日・休日を問わず連続して休業した期間とします。 ※1の場合は支払いません。	出勤簿の写し及び次のいずれか1つ ①医師の診断書の写し ②労働基準監督署に提出する休業補償給付請求書の写し ③全国保険協会等に提出する傷病手当金請求書の写し	
	休業30日以上	10,000円			
住宅災害見舞金	火災等(最高)	100,000円	会員が居住する建物又は建物に収容されている家財が火災等により被害を被ったとき。 ※1の場合は支払いません。	り災証明書	
	自然災害等(最高)	30,000円	会員が居住する建物が自然災害により被害を被ったとき。 ※1の場合は支払いません。		
弔慰金	疾病による死亡 会員	満71歳未満	会員が疾病を直接の原因として死亡したとき。 ※1の場合は支払いません。	次のいずれか1つ ①死亡診断書の写し ②死体検案書の写し	
		満71歳以上			15,000円
	不慮の事故による死亡		30,000円		会員が不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡したとき。 ・※1の場合は支払いません。 ・会員となってから1年以内の自殺は支払いません。
	配偶者		15,000円		会員の配偶者、父母(配偶者の父母を含む。)又は子(妊娠7か月以上で死産の場合及び生後14日以内の早期新生児死亡の場合を含む。)が死亡したとき。 ※1の場合は支払いません。
親・子		10,000円	同上	次のいずれか1つ ①死亡診断書の写し ②死体検案書の写し ③除籍後の戸籍謄本	

※1①会員が故意または重大な過失等により事故が発生したとき。
②会員の犯罪行為により事故が発生し、給付を行うことが適当でないと認められたとき。
※2その他サービスセンターが指定する資料等を提出していただく場合があります。

受給資格

会員として資格を取得した以後に、給付事由が発生した場合に支給します。
 1日付け入会の方は、当月の1日からサービスが受けられます。
 (2日付け以降の入会の方は、翌月の初日から効力発生になります。)
※入学祝金は、4月1日現在会員である方が対象となります。

請求方法

申請が必要な給付該当事由が発生したら、事業所に請求手続きの依頼をしてください。
 「請求書(51ページ)」に必要事項を記入し、事業所の証明印を押印のうえ、事務局に郵送又は窓口で申請してください。

受領方法

給付金は、入会時に登録した口座に振込みますので、事業主から給付金を受けてください。
 毎月10日と25日に振込みます。
 ただし、4月1日から4月25日までの対象給付については、4月30日の振込みになります。
 (振込日が金融機関の休業日に当たるときは、前営業日に振込みます。)
 事前に振込通知の案内と給付金用封筒を送付いたします。

注意事項

ご夫婦とも会員の場合、2人とも請求できます。
 死亡弔慰金の親・子は、登録家族でなくても請求できます。

平成29年度給付金該当者

区 分	平 成 2 9 年 度	
銀 婚 祝 金	平成4年4月1日～平成5年3月31日に結婚した方	
勤 続	満10年	平成19年4月1日～平成20年3月31日に就職した方
	満15年	平成14年4月1日～平成15年3月31日に就職した方
	満20年	平成9年4月1日～平成10年3月31日に就職した方
	満25年	平成4年4月1日～平成5年3月31日に就職した方
	満30年	昭和62年4月1日～昭和63年3月31日に就職した方

※慶弔給付金のうち、勤続祝金、銀婚祝金、還暦祝金、住宅災害見舞金及び死亡弔慰金については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約して実施しています。
 当サービスセンター又は会員が当該保険の被保険者となり、保険金支払の各条件等については、当該保険の普通保険約款及び特約条項の規定によります。